

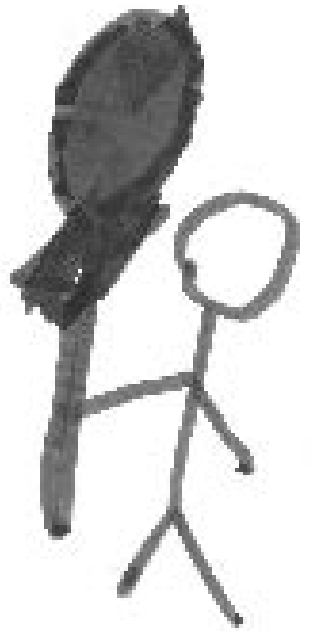
編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町1-17-2A (総務)
TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部200円
年間購読料：個人会員2000円 広報会員(3部)5000円
法人会員1口(5部)10000円 賛助会員(1部)10000円
振替口座00940-0-161341
「まねき猫通信」



もくじ

- 特集：身のまわりにある差別を考えよう - 2
- リレーエッセイ：哀愁の雨が降る - 佐野武和 - 4
- 安保法案 - 権力に付き従う議員・記者 - 石塚直人 - 5
- 障害者欠格条項をなくす会：公務員法の違憲性 - 7

題字：
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)



ちらしずしねこ

絵：けいくん (かなみのもり)

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

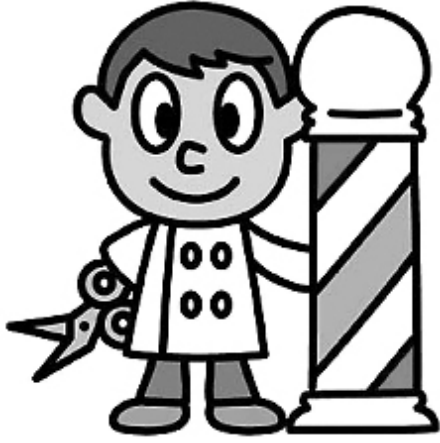
芥川龍之介の『桃太郎』は1924年に発表された。芥川版桃太郎は、大衆的な桃太郎像とは真逆の「略奪者・殺戮者・侵略者」である。家来の犬・猿・雉も互いに不仲で、己の飢えを凌ぐために「鬼ヶ島征伐」に同行したにすぎない。桃太郎は「お爺さんやお婆さんのように……仕事へ出るのがいやだった」ので「鬼ヶ島征伐」を志した。老人夫婦も桃太郎に愛想を尽かして、一日も早く家から追い出したかったから黍団子をもたせて「出陣」させた。斯くして、香しき文化と平和な日々を満喫していた南海の楽園「鬼ヶ島」は、桃太郎と3匹の家来に陵辱の限りを尽くされる。鬼の「酋長」が侵略の理由を桃太郎に問うと「征伐したかったからだ。これ以上訊くと殺すぞ」と恫喝される始末。さて、生き残った子どもは鬼たちが大人になった。彼らは「椰子の実爆弾」を作って反撃を開始、鬼ヶ島独立闘争に立ち上がり、桃太郎の家を襲う……「どうも鬼というものの執念の深いものには困ったものだ」老いた侵略者は独りごちた▲この短編が関東大震災の翌年に発表されたことに注目したい。芥川龍之介は今の日本を予見していたのだろうか？鬼の子ども(私たち)は桃太郎(安倍晋三)を、決して断じて、絶対に、許さない！ (ハギ)

「出陣」させた▲斯くして、香しき文化と平和な日々を満喫していた南海の楽園「鬼ヶ島」は、桃太郎と3匹の家来に陵辱の限りを尽くされる。鬼の「酋長」が侵略の理由を桃太郎に問うと「征伐したかったからだ。これ以上訊くと殺すぞ」と恫喝される始末。さて、生き残った子どもは鬼たちが大人になった。彼らは「椰子の実爆弾」を作って反撃を開始、鬼ヶ島独立闘争に立ち上がり、桃太郎の家を襲う……「どうも鬼というものの執念の深いものには困ったものだ」老いた侵略者は独りごちた▲この短編が関東大震災の翌年に発表されたことに注目したい。芥川龍之介は今の日本を予見していたのだろうか？鬼の子ども(私たち)は桃太郎(安倍晋三)を、決して断じて、絶対に、許さない！ (ハギ)

おおさか さべつきんしじょうれい 大阪にも差別禁止条例を

せんこう あかしし 先行する明石市から学ぶ

みのまわりにある障がい者差別 について考えてみよう！



障大連・大阪市ブロックは、差別解消法施行、差別禁止条例制定に向けて上記学習集会を開きました。明石市障害者施策担当課の金政玉さんから、先行する同市の取り組みを講演して頂き(3面)、後半では各団体からの差別事例を発表。大阪府でも差別禁止条例の制定に向けた取り組みを強めていくことを確認しました。

明石市(人口29万1千人)では、泉市長のリーダーシップもあり差別禁止条例づくりが進んで

差別事例①
勝手な決めつけ
出発のなかまの会

知的障がいのあるAさんは、毎月ヘルパーさんと一緒に理容室に行っています。ある日のこと、理容室の店主から「この人が来る」とトイレが汚れるからもう来ないで欲しいと言われました。さて、Aさんは、どのような行動を取っ

います。今年5月に、第1回条例検討会が開催され、6・7月には事業者ヒアリング、タウンミーティングも行われました。4回の検討会を経て、来年3月には、条例提案される予定です。大阪府ではようやく条例制定の必要性が確認され、議論が始まりましたが、先行する明石市の経験を学ぶことは重要です。金政玉さんの報告から条例制定に向けての取り組みや今後の課題を紹介します。(文責・編集部)

たのでしようか？

① トイレを汚した記憶はないので、人違いではないかと思っただけ、その時は謝った。理容室には通い続けた。

② もともと感じの悪い理容室だったので、次から別の理容室に変えた。

③ トイレは汚していない、事実誤認であることを伝えて抗議した。

④ 学習会参加者に問うてみると、実際にAさんが取った行動は①

でした。Aさんは「もう一度言われたら抗議しよう」と思いましたが、いったん謝り、理容室には通い続けているそうです。誤解と偏見による言葉に傷つ

いたAさんですが、このような周囲の視線を感じることは、よくあるそうです。

もしこのケースが「差別」として相談窓口を持ち込まれた場合、相談員はまず、事実調査から始めます。Aさんが本当にトイレを汚したのか？ 仮にそうだとしても、その汚れ方は通常の範囲を越えているのか？ など、事実が確認されたうえで、

事例③ 乗車拒否
NPO法人 ちゅうぶが

車いす当事者Cさんは、友人とテーマパーク(USJ)に行きました。アトラクション(ハリポッター)入口で、従業員から「車いす利用者で歩けない人は非常に自力で歩いて逃げられないので、安全面の保証ができません。申し訳ありませんが…」と利用を断られてしまい

店の対応が適正だったのか？ 判断することになります。

事例② 賃金で差別

障がい者枠で一般就労したBさん。順調に仕事をして数年経った頃、周りの人たちが(障がいのない人)は時給が上がっているのに、自分だけが入社以来上がっていないことがわかりました。作業所時代の支援者に相談し、その支援者が会社の担当者と話をしたところ、「健常者並みに仕事ができるようになれば時給を上げます」と言われました。さてBさんは、どんな行動を取ったのでしょうか？

ました。さてCさんや友人は、どう対応したのでしょうか？

① なぜアトラクションを利用できないのか？ 理由を従業員に聞いた。

② 従業員の説明には納得できなかったが、時間がもったいなかったため気持ちを切り替えて「別のアトラクションにしよう」と友人と話した。

③ 友人と協力して「自力で何とか逃げます」と必死でアピールした。

① 仕事を辞めさせられたら困るので、これ以上は黙っておくように支援者をお願いをした。② あほらしくなったので、仕事を辞めた。③ 会社・支援者で話し合いの場を持った。Bさんは、③話し合いの場を持つてもらい、その結果、時給が上がりました。しかし、今後の課題としては、障がい者を雇用する会社自身が、当事者の悩みや不満を聞く担当者を配置し、自主的に対処できる体制を作ることが重要(金政玉さん)です。明石市の禁止条例でも、企業の自主解決体制の整備を求めているそうです。

Cさんと友人は、①②③全てをしたそうです。しかし①と③をした結果、実はバリアフリールートがあり、そこから入れてもらったそうです。ところがUSJのホームページには、そのことが書かれておらず「車いすでは入場できない」旨が今も記載されています。

Cさんたちは、USJと交渉を継続し、理由を問い続けていますが、未だに回答がないそうです。

大阪府条例について

当事者の声を反映させよう

6月3日、差別解消部会が再開され、仕組みや実効性について議論が進んでいきます。検討課題は、①相談紛争の防止・解決の体制整備の具体的な方策について、②実効性の確保のための措置（勧告・公表・罰則）の必要性について、

啓発シンポジウムを進めるとしています。ODFは、各地で条例タウンミーティングを開催することなどを軸に、機運づくりや議員回りをします。

条例づくりにおいては、地域のなかから当事者が声をあげ、条例に反映させていくことが重要です。地元地域での積極的な取り組みが求められています。

その他の差別事例

- ◆普通学校に通いたかったが、拒否された。
- ◆養護学校に通っていたため、地域の友人に無視された。
- ◆実の姉に、「お前と一緒に歩くのはかっこ悪いからイヤ」と言われた。
- ◆Dさんの経験
- ◆Eさんの経験
- ◆ちゃんどバス停で待っていて、混雑もしていなかったのに、ノンステップバスに置いて行かれた。
- ◆飲食店に入ろうとしたら、空席があるのに満席だと言われた。
- ◆買った物をしてレジで店員に話しかけたところ、ヘルパーとしか会話しない（障がい者と会話する気がない）。
- ◆買い物をしてレジで店員に話しかけたところ、ヘルパーとしか会話しない（障がい者と会話する気がない）。
- ◆買った物をしてレジで店員に話しかけたところ、ヘルパーとしか会話しない（障がい者と会話する気がない）。

明石市の差別禁止条例づくりに学ぶ

民間事業者への市の支援を明記

明石市障害者施策担当課長 金政玉

差別禁止条例制定に向けて推進エンジンとなったのが、

「手話言語・障害者コミュニケーション条例」です。

条例のポイントは、①市の責務として「事業者等が合理的配慮



講演する金政玉さん

2014年9月から11月にかけて「手話言語・障害者コミュニケーション条例検討委員会」が4回開催され、障がい当事者からのヒアリングもおこない、条例案がまとめられました。この条例案は市民の関心も高く、パブリックコメントが74件も寄せられました。通常は10件もあれば多い方なので、異例の多さ

できるように市が支援すること」を定めたことです。泉市長も「民間事業者への支援が、合理的配慮を広げていくうえで重要だ」と語っており、条例の大きな特徴となっています。次に、②施策推進協議会を新設したことです。条例制定で終わるのではなく、実施後に出

理想型に向け見直し

その上で明石市は、禁止条例制定に向けて差別事例収集を行いました。今年4月の1カ月間で202件寄せられました。これらの差別事例は、条例検討会にも報告され、中身づくりに役立ちました。印象的な事例を紹介します。

視覚障がい者がアパートを借りようとしたところ、「火の始末ができないから」という理由で断られました。無論、こ

うした大家や不動産業者の主張は認められませんが、貸し手の側に不安があるのも事実なので、不安を解消するためにどうすれば良いのか？という議論になりました。その議論のなかで、自動消火装置の設置が提案され、その設置費用を市が助成する制度があれば、断る理由はなくなるという意見も出ました。

このように差別禁止条例のなかに「合理的配慮」の重要性を明記し、さらに合理的配慮を進めるうえで、行政が支援する責任を明確にしたことは、画期的です。

条例検討会を4回開催して、条例案を作りあげますが、ただし、条例ができた後の検証とフォローアップこそ大切です。条例が施行されれば、不備や不十分点が具体的に現れてきますので、3年位をかけて実施状況を検討し、必要な見直しや追加を行います。3年後を目処に理想型の条例にしていこうと思います。